

石炭対策特別委員会議録 第十号

昭和四十年三月十七日(水曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君

理事 多賀谷眞稔君

理事 細谷 治嘉君

上林山榮吉君

中村 幸八君

三原 朝雄君

岡田 春夫君

伊藤卯四郎君

出席政府委員

通商産業大臣 櫻内 義雄君

通商産業政務次官 岡崎 英城君

通商産業事務官 (石炭局長) 井上 亮君

通商産業事務官 (公益事業局長) 宮本 惇君

委員外の出席者

参考人 (石炭鉱業合理化事業団理事) 町田 幹夫君

三月十三日

産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案(細谷治嘉君外七名提出、衆法第一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第十号

昭和四十年三月十七日

電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

なお、本日も参考人として石炭鉱業合理化事業団理事の町田幹夫君に御出席を願っております。

○細谷委員 私は電力石炭共販会社のことについて若干質問をいたしたいと思ひます。

第二次有沢調査団の答申によりまして、一般炭についてはトン当たり三百円、原料炭についてはトン当たり二百円の価格の引き上げが必要だ、このように答申されたわけでありまして、この問題について新聞等を拝見いたしました、またガスの業界、あるいは鉄鋼関係の業界、あるいは電力の社長会等と折衝をしておるようでありまして、まだそのいずれもがはっきりとした結論に到達しておらないようであります。ひとつ、それぞれについての今日の経過をお聞かせいただきたいと思います。

○井上政府委員 石炭鉱業調査団の答申によりまして、ただいま御指摘がありましたように、石炭鉱業の今後の経理対策の重要な一環として、炭価の引き上げがうたわれておるわけでございます。御指摘のように、一般炭につきましては三百円、原料炭については二百円の値上げが妥当だという答申になっておるわけでございます。

政府におきましては、この石炭鉱業調査団の答申を受けまして以来、この答申の線を尊重すると

いうことをいち早く閣議で決定をいたしております。したがって政府の方針をいたしましては、この答申の線を尊重して、炭価値上げを実施するということなる考え方になっております。ただ実際問題として、これを具体的に実施いたしますために、関係の大口需要部門である電力業界、鉄鋼業界、ガス業界等と懇談をいたしておるわけでございますが、この答申にもありますように、値上げは必要である、しかし需要部門の負担を軽減するために、できるだけ負担増対策を講ずべきであるというふうに答申でもうたっておるわけでございますが、今日までずばりといかなかつた一つの理由は、負担増対策についての業界との折り合いが十分でなかつたという点にあつたわけでございます。しかし政府におきましては、この負担増につきましては鋭意大蔵省と折衝努力をいたしまして、大体電力、鉄鋼ともに値上げに伴います負担増分の半額程度のものは、負担増を関税還付の措置でめんどろをみるということに相なつたのでありまして、現在の状況からしますと、負担増対策としては、もうこれ以上のことは政府としてはできない、これののんでもらいたいという態度を関係業界に示しておるわけでございまして、これに對しまして関係の業界からは、基本的には値上げの線について私は御了承いただいたというふうな考えでおります。ただ具体的な細目等につきましてはなお打ち合せ中で、基本線は一応了解をいただいております。ただ具体的な細目等については、まだ基本線は了承をいたしていただいております。少くも、少くもそれについてお尋ねしたいと思ひますが、新聞によりますと、三月三日に通産大臣が日本瓦斯協会の原料対策委員長である安西さんとお会いになつて要請した結果、その趣旨については了承するけれども、態度の決定は三月中旬になる、こういうふう

に新聞に書かれてございます。あとで出てまいりますけれども、昨日の新聞によりますと、十六日に九電力の社長会の代表である正副会長等が安西会長等と會つて、さらに有沢団長とも會つて態度をきめるということでありまして、基本線については了承したようでありまして、まだこの段階において明確な態度が打ち出されておらぬ、こういうふうな理解をしております。新聞はそういうことではあります、これについては問題ないという理解に立っていらっしゃるかどうかお尋ねします。

○井上政府委員 ただいま公益事業局長お見えになりましたので、公益事業局長からも御答弁があるうと思ひますが、私に關する限り御答弁させていただきます。

私はやはり電力、鉄鋼、ガス業界ともにやはりこの答申の線を尊重して、尊重したお立場で御協力いただけるというふうに確信をいたしております。

○宮本政府委員 ただいま参りましたので、あれでございますが、いま石炭局長からお話しございましたように、一応われわれ通産省といたしましては、電力業界の負担増対策は、関税還付ということによりまして電力業界を大体納得させ得るというところで進んでおります。

○細谷委員 私は電力会社の問題に入つておらぬで、一つ一つ聞いておるわけでございます。ガス業界については、大体基本的な了承を得ているので、最終的に問題なくいんだという石炭局長の答弁であります。私はそう信じているんですけれども、昨日の新聞によりますと、さらに鉄鋼関係とかあるいは電力関係等と相談した上で、三月中旬にきめるようになっておるようでありまして、少しもつれておるんではないかという気もするものですから、非常にこれは答申の柱をなしておる問題でありますからお尋ねしておるわけ

なんです。

○井上政府委員 個別に申し上げますと、電力業界におきましては、やはり基本的な線におきましては御理解をいただいておりますので、ごいすが、ただ具体的な価格決定になりますと、非常に複雑な機構の問題もございしますので、そういうような点につきまして最終的にはきまつておりません。ただ、基本的にこの答申の線を尊重していただけたらという事は、ただいま公益事業局長もおっしゃいましたように、私どもは信じておるわけでございます。

それから、鉄鋼業界におきましては、同じくこの答申の線を基本的に御了解いただけたらと確信いたしております。また、そういうふうな私ども鉄鋼業界から聞いておるわけでございます。ただ鉄鋼業界におきましては、具体細目等につきましては、実施面におきましていろいろな意見がまだ残っておりますという段階でございます。

それからなお鉄につきましては、これを受ける一つの基本的態度として、つまり炭価値上げに必ずという一つの条件として、御承知のように、原料炭の需要は今後相当ふえてまいります。国内炭優先使用原則で、いまだにかく国内で生産される原料炭はすべて引き取ってもらおうという原則は、鉄鋼業界も確認しておりますけれども、しかしそれでもなおかつ足りない。足りない原料炭についてはやはり海外の石炭鉱山を何らかの形で開発して、安定供給源をつくるようにという考え方に立っております。これは石炭局の立場から見ましても、当然のことではないか。ただそのときに、やはりいま外貨割当制度等をやっておりますので、政府の了解なしには海外の石炭鉱山の開発はなかなかできない。つまり国内炭が非常に生産されましたときには、海外から石炭を買うのは差し控えなければならぬという問題が起りますので、そこをスムーズにいかによう政府として配慮してくれという申し入れをしております。これに對しまして、私どもは石炭特に原料炭の長期の生産見通し、これを的確につくりまし

て、もちろんこの原料炭につきましては、合理化の改正で今度お願いしております新鉱開発の制度をやっておりますので、新鉱開発の規模とか、今後の出炭の見通しとかいうようなものも、まず国内の原料炭について適当に見通しを立てまして、そして足りない分について海外の石炭鉱山の開発を計画的にやっておりますというように考えております。そこをきこちない形ではなく、円滑にできるような措置を講じてまいりたいというようになことが、やはり炭価値上げの条件として提示されておる。これについては私ども十分鉄鋼業界の要望に沿えるのではないかとこのように考えております。

なおガス業界につきましては、ガスは公益事業局長の所管でございますから、あとでお話があるかもしれませんが、これは御承知のように、ガス業界は電力、鉄鋼と少し業態が違つてあります。違つて申しますのは、いわゆる大企業だけではございまして、地方ガスが相当、百数十のガス企業があるわけでありまして、大手を申しますと、御承知のように東京、大阪、名古屋等が大手になっておりますが、そういったガス業界の中の手は、協力するにやぶさかでないという態度を示していただいております。しかし零細な中小企業的な地方ガス、これにつきましては、やはりガス業界の指導者とされましては、できるだけ協調を要請する。しかしながらガスについては、御承知のように今回負担増対策はございせん。調査回もそれを予期してございせんという関係もあり、ガスは従来と異なりナフサ転換の問題も起ります。特に地方のガスは非常に経理状態が苦しい赤字企業が相当多い。安西さんのお話によりますと、過半が赤字経営だというようなお話でもありますので、これについては安西さん個人としても、できるだけ協力を要請するけれども、これについてはやはり適当な何か配慮がほしいという希望意見を申し述べております。もちろん大手としては協力するにやぶさかでないというお考えのようでございます。

○細谷委員 いまお話がございましたように、ガス業界の主張は、原則的に了承しているのだけれども、地方ガス関係に経営の苦しいところがある。こういうところが難点で態度の決定が中々に延ばされた、こういうところが新聞等に書かれておる。鉄鋼関係におきましては、要するに原料炭の長期的な確保ということを前提として、それが確保されるならばひとつ協力しよう、こういうことでございしますが、お尋ねいたしたい点は、もう少し突っ込んだ、その地方ガスの経営という問題について、安西さんが何らかのことを考えてほしい、こういうことを要望されておるとすれば、具体的にどういうことを考えをこれに對してお持ちなのか。

それから鉄鋼関係については七億七千万円で、リベートをしよう、こういうことが基本で協力要請をされておるようでありまして、何といたしてもやはり原料炭の確保ということが条件でありますから、これについての対策、けさ四十年度の原料炭等の見通しについて資料をいただきたいと思つたのです。

○宮本政府委員 ガス業界の問題について御報告申し上げます。ガス業界の態度決定ができておるといふ話が新聞に出たようでございしますが、これは十八日に社長会議で――社長会議と申しますか、ガス業界の会議で最終的に態度を決定したいというところとなつてございしますが、実は先週の土曜日におもなガス会社、有力なところが集まられて、私と呼び出されたわけでございます。それでいま石炭局長からお話ございましたように、ガス業界の場合、引き取り義務がございせんので、負担増対策というものの対象にはなつておらないわけでございます。かたがた、大手については別でございしますが、中小ガス業者につきましては、ナフサ転換とか重油転換とかの指導をしてまいつたわけでございますが、そうはいいたしても、やはり現在石炭を使っている会社が四十年におきまして、大手を含めましてちょうど二十六社ござい

ます。ところが、御承知のように、ガス業界の四十年度の原料炭の消費計画は約三百万トンでございますが、そのうちの二百六十八万トン程度が中央三社で使います。したがって、残りの中小で使いますのは約三十三万トン前後。二十六社から大手三社を除きました二十社でそのくらしを使つておるということでございしますが、現在のガス会社というものは全部で約二百近くございします。その中で重油の装置を持てないところもございします。現実には石炭だけしか現在使っていないところは、たしか九つくらいでございます。九つのうちで無配が三つ、これは詳しいことはあとで申し上げますが、そういうようなことで、現実問題といたしましては、引き取り義務がないから、それじゃ値上げに應じなければいけないかということに、理屈としてはなおりますが、現実には石炭しかたいていないという場合に、値上げを断れば逆に今度は炭を持てないという可能性もあつたので、その辺が実は非常な問題でございます。われわれといたしましては、たとえば一つのやり方は、コース価格に多少値上げを反映するといふやり方もあるかと思つて、これは具体的になかなか実際問題としてできないわけでございます。そこで現在、安西さんともこの間いろいろ御相談申し上げましたけれども、とりあえず来年度以降ナフサの関税還付というものの、いまございせんが、できるだけ強力に実現するとか、あるいは中小企業の金融公庫のワクを広げて、なるべく早くそういうところも重油のほうへ転換をするとか、そういう問題をいろいろやることによりまして何とかやらしていききたい。業界からは、たとえば中小企業金融公庫の金利の問題を、八・五％を六・五％にしてくれとか、いろいろ要望はございしますが、これはガスばかりではございせんので、たとえばセメントその他も同じ状況でございますので、そういう努力はいたしますが、現在のところ何とか資金的にめんどろを見ろとか、そういうことで今後十分検討したい。ただ、いまざり、電気のように負担増対策というものもござ

ございませんので、名案はなかなか浮かばないのでございますが、しかしガス業界といたしましては、通産大臣の懇意にたえて何とかお受けしたいという気持ちはあるようで、その辺、具体的な経営が非常に苦しくなった数社の会社はどういう対策を講ずるかということは、今後できるだけ対策を尽くしたい、こう考えております。

○井上政府委員 原料炭の今後の生産見通し等につきまして御説明申し上げます。

原料炭につきましては先ほどもお答え申し上げましたように、大体国内で出炭された炭は優先的に鉄鋼業界、ガス業界におきまして使用していただけるという方針を確立いたしておるわけでございますが、生産といたしましては、これは率直に言いますと、石炭合理化審議会の需給部会を近く開く予定にいたしておりますので、まだ確定ではございませんが、この前の調査団の段階で調査いたしました資料で申し上げますが、四十年度的に見ましては原料炭は千二百四十万トン程度の出炭の見通しでございます。四十一年度は千三百五十万トン程度、それから四十三年度に約千四百五十万トン程度というように増加の見通しに相なっております。ただ、以前から原料炭の新鉱開発をやっております。ただ、以前から原料炭の新鉱開発をやっております。模範開発計画をやっておりますわけでありまして、これは昭和四十四年、四十五年くらいから少くも炭が出始めまして、四十四、四十五年くらいから本格的に出炭されるという見通しでございますし、なお、これは本年度の下期からになると思っておりますが、北海道の北炭の清水沢、それから三菱の南大夕張というようなところの原料炭の新鉱開発が着手されると思いますが、これにつきましては同じく供給力になつてあらわれますのは四、五年あとになりますので、ただいま数字を申し上げましたが、この中にはそういう新鉱開発による供給力が入つておらないわけでございます。しかしこれ以降におきましては、さらにこういった新鉱炭があらわれまして、供給力がさらに増加されるという見通しでございます。ただこれだけの増産を今後いたす見

通してございますけれども、需給の関係から見ますと、弱粘において相当不足が見られ、これも先ほど申しましたように、まだ正式に需給部会を通つておりませんので確定版ではございませんが、四十年度におきまして少なくとも百三十万トンくらいの輸入はせざるを得ないのではないかと見通し、それからさらに四十一年度には同程度でございますが、四十二年度になりますと、これがさらに百五十万トンを超える見通しでございます。四十三年度になりますとさらにまたふえるというふうな見通しでございます。したがって、原料炭の安定供給というのを非常に強く条件に述べておられるわけでありまして、私も今後国内の原料炭の開発計画を適確に進めましますと、正確な需要見通しをできる限りつくりまして、それと需給との関係を含めまして輸入政策についても遺憾のないように、だからといって国内の生産あるいは供給にそぐを来たさないように、そういった配慮をしながら御迷惑をかけないようにしてやっていきたいというふうに思っています。

○細谷委員 ガスの問題と鉄鋼の問題につきましては、弱点なり対策等をお聞きしたわけでありまして、特に鉄鋼の原料炭の問題につきましては、今後いろいろな困難な条件の中で、いまおっしゃったような計画を達成するということは容易ならぬ問題があると思つたので、ひとつ格段の努力をお願いしたいと思つたのです。

そこで、何と申しましたも答申の大きな柱は、電力用炭の問題でございますが、新聞等を拝見いたしますと、大体電力会社の負担というのが相当大きい。六十六億、こういうふうに言われておる。これに対して、当初通産省が示したのは、問題にならない、こういうことであつたやうでございます。すけれども、二十五億、それもぎりぎり通産省の許される範囲内で三十億程度ということが新聞等に書かれておつたわけでありまして、最終的には二十六億八千七百万円というものを電力会社に示されて協力を要請した。これに對

して話はいよいよ煮詰まつてまいつたやうでありますけれども、先ほどちょっと申し上げたやうな経過で、まだ結論が出ておらない。この間あまりにも通産省の考えと電力会社の考えとのかけはだたりがあるので、六十六億欠損が起ころのだから半年ずらしたらどうかというやうな、ずいぶん石炭政策あるいは答申から見ますと重要な問題が取りざたされておつたわけでございますけれども、これについて確たる見通しと自信をお持ちかどうか、たいへん重要な問題でありますからお聞きしたいと思います。

○宮本政府委員 確かに御指摘のように、最初私が通産省の次官のところで決定いたしました二十五億という案を持つてまいりましたときは、ともないというやうな空気がつたわけでございます。その後二度、三度やりまして、その間大臣もいろいろ政治的に折衝されまして、当初の約二十五億が今度二十六億以上にふえたわけでございますが、その程度でむかひどうかといった点、この間の十一日の社長会議で私は相当激論をしまして、これ以上政府としてもさかさまになつてもう対策はないし、また電力業界自体も相当安定しているからあんまりかたくなことを言ふなということ、結局大体四十年度についてはしょうがないだろうという空気になつてきております。ただ問題は、御承知のように電力会社といえども、特に産炭地は現在のところ関税還付の対象になつておりません。特に北海道電力、九州電力が直接困る。特に北海道は困るわけで、その辺は今度電力用炭代金精算会社法を新しく変えられまして、ある程度のプールのを産炭地に厚く、中央に薄くというやうな形をとるのでございますが、実施時期の問題は確かに大問題でございますが、御承知のように、法律が通りますと電力側のプールはできないわけでございます。したがつて、現在の法体系におきまして、たとえば石炭鉱業臨時措置法の五十八条による基準価格の設定は、これはできま

す。それから電力用炭代金精算会社法に基づいて十九条の個別の価格の指定もできます。ですから、かりに今度のプールと申しますか、そういうやり方をやりますと、電力会社から販売会社に払うのは、揚げ地は高く払うわけですが、それから積み地は安く払う、そして中でプールされて、石炭会社はトン当たり三百円、こういうわけですが、ところがこの法律が通つて実際スタートしませんでした、そのプールができないわけです。したがつてそこに一つ問題があるのですが、これはもちろん四月一日から実施ということ、われわれも何も変わつておりませんが、その間をどうするか、たとえば電力業界が払つた場合に、石炭側で適当にプールをしてトン当たり三百円ということができるかどうかといった点、問題点はございます。ただわれわれといたしましては、四十年度の関税還付というものはあくまでも四月一日から来年の三月三十一日まで二十億幾ら返るのだから、そんなことを言つてもだめだということをやつておりますが、向こうはその辺の具体的問題がありまして、できれば延ばしていただきたいという希望は持つておりますが、われわれとしてはその辺は十分検討いたしまして、この答申自体が四月一日から施行ということになつておる以上、政府としては四月一日からやりたいという方針は変わりがございません。

○細谷委員 会社の問題につきましては後ほどさらに質問することにいたしまして、この新聞に書いてあるのを見ますと、九電力社長会の会長はこういうことを言つておられるのです。なかなか難問だ、こういうふうに言つておられる。理由として、炭価引き上げが単に電力会社の経理を圧迫するという問題のほかに、「私企業の立場を守る電力業界が、どこまで石炭政策に協力すべきか」という限度を問われた問題だから、結論が出にくいのだ、こういうのが理由としてあげられております。そこでこの新聞の記事がほんとうといたしますと、電力会社の経理上の問題として出てきたのじゃないかと私は思つておるのですが、この十五日の、宮本局長が案を示されたそれに対して、九電力社長会ではこの問題が一つ出ております。そこで電力会

社の経理が、これを吸収できないような内容と理解されておるのか。もう一つ、この問題でどこまで石炭政策に協力すべきかという限度というのは、どういふことを話されたのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○宮本政府委員 経理の問題というのは確かにございすが、実は一番困りますのは北海道電力でございます。これは御承知のように、ずっと最近値上げもいたしておりませんし、御承知のように、ああいう広いところで配電線の設備、そういうものの負担が非常にかかる、あるいはその他、現在定率七〇〇程度の償却をやっておりますが、内部留保といった点からいって、九電力の中では、もし三百円の値上げをまともに食えればかなり苦しくなることは事実でございます。ただ、北海道のような、ああいう何といひますか、いわば端の、しかも未開の土地をよけいにかかえているところで、むしろ一般的に世論からいへば電力料金を下げこそすれ、上げるなんてとんでもないというようなことで、具体的にいま三百円をそのまま上げられたときに、確かに経理的に問題になるのでございすが、そのほか私には別に問題にないと思いません。したがって、先ほど申し上げましたように、内部の操作によりまして、北海道の値上げをできるだけ少なくして、その分を中央でかぶる。だから経理の問題は、私はこの際には問題にならぬと思ひます。ただ、その石炭政策に協力するかどうかという問題でございすが、実は昨年度電力火力という構想を打ち出したときには、御承知のように一昨年の石炭対策大綱にございまして、当時、初めの業界の自主的な話し合いよりはよいにこれという話が出たわけでございます。その後いろいろすつたもんだいたしたのでございすが、結局、電力火力の構想といふのは、電力会社がかつておる、もうかつていないは別として、国の意思としてある程度石炭をとつてくれというからには、むしろ電力にやらせるのが適当であるという形であらう構想が生まれたわけでございます。しかし、その後石炭業

界の全体の意思というものから三百円アップというものが出てまいりまして、その辺は確かに電力会社側から言わせれば、やはり電力会社というものは私企業でございまして、しかもほつておけば、いま重油のほうが安いのですから、重油を使いたいという気持ちがあるのに、高い、しかも灰捨て場も要するというところからいへば、石炭を使わなければならない、国の意思である程度使わせられるというところに対しては、確かに心の中で反発を感じておるわけでございます。しかもこの前の石炭対策大綱が千二百円下げでこれだけよいといふお話がありまして、今度はもとから上がるというところに対しては、いままでの、過去のいささかから多少の心理的な反発を感じておる点でございますが、そういうふうには木川田社長が言われたという点については、私が帰りましたあと記者会見でおっしゃったので、そう深刻な問題ではなく、すでに一度振り上げたこぶしをどうやっておろすかという問題でございまして、すでに大体この方針はのむ、しかし条件として、実施期日の問題は別といたしまして、具体的にたとえば二十六億幾らは必ず返るよう、たとえば基準引き取り量を下げてくれ、あるいはそういうかなり技術的な問題でございまして、その点は一応そうは言っておられますけれども、実際問題としては、もう大体今年度はやむを得ぬ、のもうということに至つておると私は確信しております。

○細谷委員 本年度はやむを得ないということでありすが、ある新聞の社説等にはこういうことが書かれておるわけですね。電力業界の現在とつては、御承知のように一昨年の石炭対策大綱にございまして、当時、初めの業界の自主的な話し合いよりはよいにこれという話が出たわけでございます。その後いろいろすつたもんだいたしたのでございすが、結局、電力火力の構想といふのは、電力会社がかつておる、もうかつていないは別として、国の意思としてある程度石炭をとつてくれというからには、むしろ電力にやらせるのが適当であるという形であらう構想が生まれたわけでございます。しかし、その後石炭業

で、いままで引き取つてきたんだから、約束を破られる限りにおいてはこれは破棄だ、こういうことも中途では言われたように新聞では報じられております。むしろ石炭業界にも電力業界から指摘されるような反省すべき点があったということ、私は否定しませんが、何と云つても、やはりエネルギーの重要な一環になつておる石炭産業というものを、有沢答申の線を守つていかなければならぬというのが今日の重要な課題だ、こういうことになれば、協力していただかなければいかぬのでありますが、私も、電力会社もこの点については、新聞が言うように、かなりかたくなだ、こういうように理解しておるのです。私も電力会社の経理の内容については、詳しくは承知しておりませんが、電力料金の問題についてはかなり前から興味を持って見守つてまいっております。そういう中において、電力会社の経理内容といふもの、表面的であります、若干洗つてみたことがあるのです。ちょっとお尋ねしたい点は、九電力会社の中には、やはりこういう答申の線を考慮した経理対策というものを立てておるということをお聞かせください。そうなりますと、あまり経理問題というものは、どうも電力会社が破綻するのだとか、あるいは電力会社が非常に困つてくるのだ、こういうような六十六億の問題で、そのうち半分に近いものは還付されるわけですから、その辺で、問題は、協力体制に対する私企業という名において、ある段階においては公益事業といふことをかさに着ますけれども、こういう段階においては私企業をあまりたてにとり過ぎるのではないかと、この点について公益事業局長としてどうお考えなのか。

○宮本政府委員 公益事業局長というポストは、決して電力会社の代弁をしていふつもりはございません。私は、経理問題につきましても、そういうことはさうかつてないことではないか、ひと言で、むしろ通産省の方針に従つて、その線を忠実に履行しておるつもりでございます。ただ、過去

からのいろいろな石炭とのトラブルと申しますが、それが多少はあります。それから現に、たとえば三十八年度、九年度は二十五万トンの引き取りを約束しておる、約束というものができておりながら、現実には千八百五十万トンとか、これも非常に少ないとか、そのたびにいろいろなトラブルがございまして、多少いままでのいきさつで感情的な問題はあつたと思ひますが、先生のおっしゃる通りに、たとえば経理上すぐ響くというところ、北海道を除いてははないと思ひます。御承知のように、電気料金の問題と申しますのは総括原価全体の問題になつてくるわけで、六十六億と申しまして、実際九電力だけでいへば五十七億でございます。それが各社に分割した場合には、それほど影響があるとは思つておりません。したがって、対策と申しますか、要するに燃料費の中での問題でございまして、全体の売り上げその他から見ればかなり薄まって、私は具体的にそれがさうどうこうということはないと思ひまして、現実にはわれわれも見ておりますし、そういう点はかつてないことは言わせないつもりでございます。ですから、その点は先生のおっしゃるような方向で私も指導し、今回の二十六億八千七百万は、大筋としては、通産省として大臣からもお話を願ひまして、大体やむを得ないか、のもうという方向に現在来ておるわけであり

○細谷委員 いまの公益事業局長のことばで、通産省が示した案でとにかく協力していただく、こういう方針で臨まれるようでございますが、この点について要望したい点は、この答申は、とにかく四十二年というものを目標にして、それでもなおかつ石炭企業といふのは安定産業になり得ないのだという内容のものなんでありまして、今年度あるいは四十一年度、二年度においてもこういう問題で混乱が起らないように、あるいは安定性を欠くことがないように、ひとつくれぐれもお願ひをしたい、こういうふう

そこで今度の共販会社の問題でございすけれども、いま法律案が審議されておるわけでありす。これが参議院に回るわけす。そうなつてまいりますと、一カ月おくれても二カ月おくれてもたいへん問題になると思うのですが、すでにきようは三月の十七日ですか、期日は余すところ、三月一ぱいという、もう二週間もないわけす。会社設立にあたっていろいろな準備が要るでしょう。これを消化できるのか。四月一日からこういう問題をやっていける、消化できる確信をお持ちなのかどうか。確信をお持ちとすれば、どういふふうにやうていこうとお考えなのか、この点をお尋ねしたいと思ふのです。

○井上政府委員 先ほど公益事業局長からも御答弁されましたように、電力業界とされましては、とにかく答申の基本ラインには協力するという点に相なつてゐるわけですが、具体的な細目の点についてはまだ最終的に決定してないといふこととでございす。その中に、やはり一つの希望意見として、電力用炭代金精算株式会社法の一部改正法案がまだ国会を通過していないじゃないか、これが通つた上で、現在あります電力用炭代金精算株式会社は總會を開きまして、定数改正その他諸準備をしなければいかぬわけす。そのためには、かりに三月一ぱいに國會を通過していただいたというふうに仮定いたしますと、私もその間に政令とか、あるいは来たるべき新しい販売会社の定数とか、あるいは業務方法書とか、いろんなものを現在準備を進めております。したがうして、政令等につきましては、この公布の日と同時に、あまりおくれざる時期に政令を出したい。しかしながら、やはり總會を開く等の関係がありまして、どうしても、予告期間等もありませんから、國會を通らぬうちにはそれを出さず出すわけにはまいりません。したがうして、非常に急ぎまして、四月一ぱいには万端の準備を完了いたしましたして、五月一日ぐらゐに業務開始ができるように、これは前例はあまりないのですが、そのくらのテンポで努力いたしたい、そういうふう

考えております。

○細谷委員 この間問題になつたのですが、少し下品なことばになりますけれども、鉱山保安法のと、急がなければいかぬ、急がなければいかぬと言いつながら、法律は早く通してくれと言いつながら、政令は半年も延びた、こういう例があるの、いまういふん例のないようなスピードでやるとおつしやるけれども、どうも石炭局長の御答弁はともかくとして、通産省のことばについては、私もそういう経験があるものですから信用がけないのだが、とにかく政令を準備して、そして四月一ぱいには一切の準備を整えて五月からは発足したい。発足しても一カ月ぐらゐはなかなかうまいいかぬでしょう。しかし、この問題は四月からやらなければいかぬわけですから、そういう問題を具体的にどういふふうに消化するつもりですか。

○井上政府委員 この電力用炭代金精算会社を今回電力用炭販売会社というふうに改める御提案をいたしておるわけとでございす。文字どおりこの機能が發揮できますのは、先ほど申しましたように五月一日からできる。また、できるように準備をいたしております。ただそれができますためには法令的な、政令その他の準備、あるいはこの精算会社から販売会社にはかわる所要の会社としての手続、それだけではありませんで、やはり関係業界の協力も必要であります。しかしながら、そういう協力も得まして、とにかく少なくとも業務開始は五月初めにはできるといふようにいま鋭意努力いたしております。ただ炭価値上げにつきましては、私としましては、これができるまで待つというところはきわめて困る。やはり四月一日から炭価値上げは実施していただきたいといふことで、ただいま関係方面とも相当な決意をもつて折衝いたしております。

○細谷委員 政務次官にお尋ねしたいのですが、どんなに急いでもこれはやはり一カ月はかかるというのが石炭局長の答えなんです。それを急ぐといふことについては、私はいま言ったように全幅の信頼が置けないのですけれども、かりに全幅の

信頼を置いたにしても、石炭局長の答えのとおり通産省としてはやり得る確信が持てるのか。お約束できるか。これをひとつ明確に、簡単によろしいからお答え願ひたいと思ひます。

○岡崎政府委員 ただいま石炭局長からも御説明申し上げましたように、諸般の手続を要することとでございすから、その手続につきましては通産省あげて最大の努力を傾倒いたしまして、必ず御期待に沿うようにいたしたいといふことを申し上げておきたいと思ふ次第でございす。ただいま必ず実現するといふことをここで明言しろといふこととでございす。これはもうぜひ実現するよう努力いたしますといふことで御了承いただきたいと思ふ次第であります。

○細谷委員 全幅の努力をするといふことでございすので、ひとつ答申の線に沿つてやうていたしたいと思ひます。

流通対策の問題に関連して、この答申にはいろいろな点が書かれてあるわけでありすけれども、一つお尋ねしたいのは、共販体制の整備に關連いたしまして、この共販機関を中心として、第一に配船調整の強化といふ問題、第二に交錯輸送の改善等を実施するといふことがあげられております。第三には銘柄の整理といふこと、この三点が共販体制の整備としてあげられてゐるのです。これについてどういふ具体的な方針で臨まれていくのか。これをひとつ石炭局長にお尋ねいたします。

○井上政府委員 最初に配船調整の問題でございす。配船調整は実は現在でも現行の電力用炭代金精算会社で実施しております。このやり方は、御承知のように、数年前から石炭対策の重要な一環としまして、特に石炭は相当高い海上運賃を払つてまいりましたので相当割高になるといふような意味で、石炭専用船の建造を始めてゐるわけす。大体本年度までに二十一隻ぐらゐの専用船ができるという見通しに相なつております。これらの専用船につきまして、各社ばらばらに配船調整をしますと、これはコスト的に見まして必ずしも有利ではありませんので、この精算会社で配船調整をしてゐる。各社の共同行為の一環としてこの精算会社がそういった配船調整をいたしておるわけでありす。それが販売会社ができるに際しまして、販売会社の形態になりますとさらにやりやすい形になりますので、さらにそれを強力にやうてまいりたい、こういう趣旨であります。それから銘柄の整理の問題でありますけれども、これも従来精算会社並びに関係業界の間で銘柄整理を精力的に進めてきておるわけですが、今回精算会社というふうな会社形態から販売会社といふことになりす。これはより一そう銘柄の統一といふような点はやりやすい形になります。つまり販売会社になりますと、一たん所有権を持つといふ形になります。買ひ取つて売るわけですから、その操作の過程で石炭業界と電力業界との間に立ちまして、銘柄の合理的な統一なり調整なりといふものができやうい。したがうして、そういうことを付帯業務として今後ともに精力的にやうていきたいといふ趣旨でございす。

それから、第三点の交錯輸送の点につきましては、これは従来単純な、単なる行政指導でできるだけ交錯輸送を解消しようといふと炭の流通の合理化に裨益するやうな、そういう指導をいたしておつたわけですが、ただ、これは単なる行政指導でございすので、必ずしも十分な成果をおさめておりません。しかしながら今回販売会社といふやうな形になりますと、一ぺんこの会社が買ひ取るということになりますので、そういう指導がさらに一そう強力にやりやうい。交錯輸送といふのは御承知のように、北海道の炭が九州に売られ、九州の炭が東北に売られるといふ交錯でございす。これは、きわめて売り手のほうも運賃がよけいかるわけすし、買ひ手のほうもそれだけ高くなるやうなことで、できるだけそういうことのないやうに、もう少し合理的な販売をすべきではないか。そのことが石炭業者の利益でありす。と同時に、電力業界の利益でもあるといふやうな意味で、今度販売会社ができるに際

しまして、付帯業務としてさらにそういった点を強化してやっていきたいというふうに考えております。

○細谷委員 確かに共販機関ができませんと、答申が指摘しているような問題は、機構上非常にやりやすくなると思うので、こういう問題について今日まで幾多の問題点があったのでございまして、ひとつ積極的にこういう問題に取り組んでいただきたい、こういうふうに思います。質問を終わります。

○加藤委員長 中川俊思君。

○中川(俊)委員 この石炭政策ですが、政務次官にまずお尋ねしたいのです。

御承知のとおり、ここ数年來石炭政策というのは二転、三転しているんですね。私は、三、四年前でしたか、エネルギー視察に回りました。帰ってきたときに、ちょうど当時の通産大臣はいまの総理であつたと思うのですが、総理に対して、石炭だけいじつてもだめなんだ、総合エネルギー政策を樹立しなければだめだということをさんざんお話し申し上げた。商工委員会でお話したのでありますが、ついに今日になっておるわけです。その後御承知のとおり、この国会で総合エネルギー調査会というものが出ておりますけれども、この総合エネルギー調査会も、はたしてほんとうの総合エネルギー政策に役立つものであるかどうかという点に対して、非常に疑問があるわけです。そういうようなことから、石炭政策はいま申しますように二転、三転しておる……いま政務次官にお尋ねしておるのですが、大臣がおいでになりましたから、大臣にお答え願いたいと思います。

実は、從來から石炭政策が盛んに論じられており、また、重要な課題として今日各方面で論じられておるわけですが、ここ数年來、政府の石炭政策というものが二転三転しておる。たとえば重油との関係上石炭の値段を下げると言つてみたり、また、今度は上げると言つてみたり、いろいろ情勢によって変わつてきておるわけです。

これはまことに遺憾なことですが、要するに、政府に総合エネルギー政策というものが欠陥しておることも一つの大きな原因じゃないかと考へておるわけです。三、四年前でしたか、エネルギー調査に社会党の諸君も実は一緒に回りまして、帰ったときに、たしか時の通産大臣はいまの総理だつたと思いますが、商工委員会で総理に対して、総合エネルギー政策を至急に樹立しないといふと、将来この種の問題はエネルギーの需要が増加するに従つて非常にむづかしくなる。だから、十分この問題を検討される必要があるんじゃないかといふことを、二時間にわたつて私は委員会で総理といふいろいろな質疑応答をしたことをい

思い出しますのでございすが、その後政府としても——いまもちろん通産大臣にその責任が全体的にあるというわけじゃないのですが、政府としてもそういう政策を今日まで樹立しておられなかつたのじゃないかと思うのです。この国会でやつと総合エネルギー調査会という法案が出てきた。ところが、この調査会の内容を見ましても、はたして私が考へておるような総合エネルギー政策であるかどうかという問題に非常な疑問を持っておるのです。たとえば科学技術庁の中にもエネルギーの問題を取り扱っている担当部門があるし、また、通産省の中におきましても石炭と石油は別々に取り扱われておる。いろいろな面で、はたして私が考へておるような総合エネルギー政策が樹立されようとしておるのかどうかということについて非常な疑問を持っています。一つは、有沢調査団に少し通産省はたより過ぎておるんじゃないだろうかと思ふのです。ことばを変えて申しますと、ああいう連中にやらしておいて——やらしておいてというとはなはだ失礼ですが、調査を委任して、責任回避の挙に出ておられるのじゃないかといふことも考へられる。むろんああいう専門家にいろいろ調査していただいて、それを参考になさるといふことは非常にけっこうですが、しかし何といつてもその第一線の衝に当たられるのは通産省ですから、通産省がむしろ主導権を握つて、そ

うして調査団の調査報告というものをあくまでも参考にするといふことが、私は本筋じゃないかと思ひます。調査団がこう言うんだ、調査団の報告がまだないんだ、調査団の結論が出ないんだといふので、何でもかんでもその調査団に責任を転嫁しておられるような気がするんです。非常にたよりない。このエネルギーの需要がどんどん急ピッチで増加していつておるときに、一体通産省としてはどんな定見を持つてやつておるのかといふことに對して、非常な危惧の念があるわけですが、これはむろん通産省だけの責任ではございまい、政府全般の責任でございすが、やはり何といつても一番大きな部門を担当しておられるのは通産省でございすが、通産省としては、できればエネルギー省、イギリスの動力省ですか、そのくらいいものを設けるぐらゐな決意を持つてこの問題に将来取り組まれないといふと、私は、石炭の問題だけでも、今回とられた措置だけで解決しないのじゃないかと思ひます。将来もまた尾を引く、必ずそういう問題が毎国会、毎年出てくるのじゃないかと思ふのですが、こういう点について通産大臣は一体どうお考えでございすか。

○櫻内内務大臣 かねて中川委員が総合エネルギーに對する御見識を持ち、いろいろ御意見のあることを承知しております。また海外旅行された後にも非常な御熱意で私にお話をいただいたこともあるわけですが、御指摘のように、確かに通産省が有沢調査団の報告等を中心とするいわゆる審議會、調査団といふものにたより過ぎておる面もあるかと思ひます。しかし私は私なりの一應の考へ方を持っておるのであります。

あえて申し上げさせていただきますと、何といつても電力とか、あるいは石炭とか、さらには天然ガスであるとか、また原子力の利用というふうな、いわば国内のエネルギーの資源というものを重要視していくべきではないか。かりに海外に依存しておる石油のごときにおきましても、民族資本を重要視していくというふうな一應の考へ方

は持つております。また、施策の上にもこれを反映せしめておるわけでございすが、こういうことを言うとき中川委員のおしかりを受けたいと思ひますが、せっかく国会の決議に基づいての総合エネルギー調査会が発足をいたしますので、この調査会におきましても一つ掘り下げて、資料あるいは御意見をいただきたい、かように思つております。

なお、石炭施策に對して一貫しておられないじゃないかといふことでございすが、これは確かにそのとおりで、いま御批判のあつた有沢さんの報告を見ても、一次と二次とにそれほどの時間の間隔がございせんが、アフターケアといふいいことばのもとに、相当な変化が見られたわけではございす。しかしこれは、当時多くの人の予想のどきない石炭を中心とする状況の変化といふものがあつた。やむを得ないことではないかと思ひますが、でき得るならば長期的な見通しに立ちまして、そういうあまり曲折のないような施策をとるべきだ、かように思ひます。

○中川(俊)委員 これは石炭の問題と非常な関連があるわけですから、この際大臣にお尋ねしたいと思ふのですけれども、いま御承知のとおり重油が非常に乱売されておる。値段が非常にでこばこである。そういうようなことから、いま大臣がせっかくおつしやつておる国内資源と申しますか、民族資本と申しますか、国内資源においても重油に石炭が圧迫される。それから同じ石油を扱つておる会社を見ましても、民族資本は非常に貧弱になつてきております。どうしてそういうことになつておるかというと、いろいろ検討してみますと、理由はいろいろございまして、一つだけじゃないと思ひますけれども、海外資本によるところの日本における石油会社が非常にダンピングをやる。そういうことから、電力会社はできるだけ安いものを買う。需要家が安いものに飛びつくのは当然なことですから、これはやむを得ないですが、民族資本が非常に圧迫されておる事例がかなりあります。こういう点について、公益事業とはいひながらやはり一つの私企業ですから、政府がそう一々

制するわけにもまいりますが、電力の問題と非常に大きな関係があります。国民生活に非常に大きな関連を生じてくる問題ですから、これらの問題について、いま大臣がお話のように、はたして政府全般は民族資本に対してどのような措置を講じようとしておられるのか、このままでは石油業界だけを見ても、おそらく民族資本の会社はやがて滅びていくのじゃないかというような気持ちがあるのです。こういう点について通産省としてはさらに政府に強く働きかけて、通産省が主導権をとって政府全般に協力を求めてこれらの問題を解決していくことが必要じゃないかと思うのです。そういう点から考えても、総合エネルギー政策というものは必要なのです。一例ですが、本委員会のごときも、私は、石炭対策特別委員会などというように言うておったのじゃないんだ、なぜ総合エネルギー政策特別委員会としないのかというのをいままで何回も追っておるのですけれども、そういうことを一向考えようとしなくて、ただ石炭だけの問題がここで論ぜられておる。石油のほうは商工委員会論ぜられておる、原子力やほかの問題は科学技術庁ですとか、企画庁が知らぬが、そっちのほうで論ぜられておるということ、全くてんでんばらばらに措置が講ぜられておる。これはひとつ櫻内通産大臣が主導権をおとりになつて、強く閣議等で発言をされて、とにかくエネルギーというのは産業のかたから、これが安定して需要家に出せるようにならなければ、日本産業の将来に大きな影響をもたらすことになるのですから、この問題についてはひとつ生命をかけて通産大臣にやっていただきたい、こう思うのですが、どうですか。

○櫻内閣内閣 前段の石油関係のお話でございしますが、これは通産省として一貫した方針でございしますが、私の就任前から民族資本と外国資本は大体フィフティ・フィフティでいこうという一応の方針のようございまして、それをめどにいたしまして、新規の石油精製の許可を与えるというふうなときには考慮をいたしておるわけであ

ります。しこうして民族資本の育成のために現在の営業、販売の面がいかにかというところから、今回共同販売会社の構想を打ち出して、融資を与えて育成をする、こういう方法も講じておるわけでございます。

なお、総合エネルギーとして石油も石炭も電力もみな考えていくべきであるということについては、全く私も同感でございします。国会が国会としての意思で総合エネルギー委員会を設けられるという点については、われわれとしては何らの異論もございしません。

○中川(俊)委員 最近の一例を申し上げますと、エッソの進出がもう全国的に非常なものである。これらにどんな民族資本が食われていくという実情でございします。そういう点について十分にひとつ通産省としてもお考え願いたいと思ひます。大臣に対する質問はこの程度にしまして、次に石炭局長にお尋ねします。

先ほどの細谷君の御質問とダブるかもしれせん。それからここに資料も出されておるけれども、一応お尋ねします。

まず重油と石炭との問題がからみ合つてきて、御承知のとおり、前に電力会社に石炭を余分に引き取らしたわけですが、これは現在一体どのくらいの負担になつておるのですか。電力会社に石炭を引き取らしたために、重油との関係で、電力会社というものは一体どのくらい負担がふえておるのですか。

○井上政府委員 電力会社に対して、現在大体千九百万トン程度石炭を売つておるわけでございます。ただ、電力業界に対してそのためにどの程度負担をかけているかといひましても、私の見解では、これは負担ということがいえるのかどうか……。

○中川(俊)委員 石炭をいままでより余分に引き取らしている。

○井上政府委員 余分に引き取らしたといひましても、そこは見解の相違もありまして、電力業界の気持ちとされましては——いままで私も電力

業界等と討論しておりますと、千二百万トン程度は、これは設備もあることだし、とらなければいかぬだろう、しかしそれ以上は、できれば本来重油にかえたかった、それを石炭会社に協力して千七百万トンとか千八百万トンとか従来引き取つておつた、それをこの数年來、石炭対策に協力して、さらに二千万トンとる、あるいは昭和四十二年度には二千五百五十万トン程度まで引き取りましようというような長期契約をやつていただいたわけでございます。ですから最低千二百万トン、そこまでは当然引き取る、それ以上は相当協力して引き取つていくという見方もありましようし、あるいは一説には、いまの設備能力からすれば千七百万トン程度はともていもないのじゃないかという見解もありましようし、ここはいろいろ、それぞれの立場の相違によつて意見の分かれておるところでございします。ただ今日負担増対策と申しておりますのは、今回炭価を三百円引き上げるといふ問題が出たわけでございます、この点につきましては、従来石炭、電力両業界の約束では、石炭サイドとしては千二百円引き路線でやつていきまう、それを前提にして長期引き取りをやつてくださう、それを話し合ひをしておつたわけでございますから、その点はいいわけですが、今回その上にさらに炭価を引き上げる、こういうことでございします。先ほど来御議論のありましたような値上げに伴う負担増対策というものがいま出ておるわけでございます。ただ数量的に見ましてどれだけの電力に犠牲をかけているかといふことは、ちよつとにわかに言ひにくい点があるのではないかとこのうらふに考えております。

○中川(俊)委員 つまり重油火力の建設を抑えて石炭火力にしたでしよう。電力会社は、重油火力の設備をしておつたものもあるだろうと思ひます。あるいは設備に取りかかつておつたものもあるだろうと思ひます。それなんかを全部やめてしまつて、石炭火力に切りかえしたわけですね。そうであるならば電力会社は、それによつてどのくらい負担増になつておるかといふこと

です。たとえばいま操業中のものでどのくらい、あるいは目下計画で、工事中のものでどのくらいになるか。重油火力にすれば非常に経費が少なくて済むはずであります。それを石炭にしたためにどのくらいよけいにかかるか、こういうことなんです。○井上政府委員 まつこうからのお答えにならぬかと思ひますが、足りないところは、公益事業局の所管の問題もありますので公益事業局長に少し補足していただきたいと思ひます。

私どものサイドでわかります範囲で申し上げておきたいと思ひますが、一つの角度としては、石炭と重油との価格の差といひますか、メリット換算いたしましたところ、割りが得たといひ、そういう見地からこの電力会社の負担の關係を見てみたいと思ひますが、御承知のように九電力があるわけでございますが、現在の石炭の値段とそれから重油の値段、これをカロリー当たりで換算し、さらにそれをメリット換算をしてみますと、またさらに石炭のトン当たりの価格差を見ますと、高いほうから申し上げますが、中部電力はトン当たり千五百円程度割高な石炭を使つておるということでございます。東京が千三百円、関西が千円、それから東北は九百円、中国が八百円、四国は七百円、九州は石炭のほうに重油より安いわけでありまして五十円ほど安い。北海道は石炭のほうに重油よりトン当たり七百円ほど安い、というのが現在の石炭と重油の価格比較でございます。こういった点が一つの御参考にならうかと思ひます。

○宮本政府委員 中川先生がおつしやいましたように、確かに過去三、四年前に、重油をたくべきところを無理やりに許可しないで石炭につくらしたという例は二、三ございします。ただ御承知のように、いまたとへば、いわゆる負担増対策の算出根拠として、こまかいことになりましたが、K1、K2、K3という三つの要素があるわけでございます。一つは値段の差、それから二つ目が能率と申しますか熱効率の差、三番目がいわゆる灰捨て場をつくるか、こいつたよけいな諸施設をしなければならぬというふうなこともございま

して、いま井上局長のおっしゃったのは、大体そういう点からはじかれた、そのくらいの差がある、こういうことだと思ひます。

○中川(俊)委員 そういふ点から考えまして、西日本共同火力の負担はどの程度になるのか、それから電源開発の負担はどのくらいになるのか、概略わかりませんか。

○宮本政府委員 お答え申し上げます。

三十九年度で石炭の消費量が、西日本が六百六十万、電気の若松火力が七十二万六千トンそれから常磐共同火力が百七十七万二千トン……(多賀谷委員平均カロリーをちょっと言つて下さい、三千五百とか三千とかあるでしょう)と(呼ぶ)西日本共同火力の平均カロリーは三千五百カロリーでございませう。それから電気の若松が三千カロリー、常磐は三千五百でございませう。

○中川(俊)委員 今回の三百円アップによつて電力会社の電力料金に何分ぐらゐの負担をかけることになるのですか。また将来はどうなるのか。

○宮本政府委員 御承知のように、電力料金と申します場合に総括原価といふものがありまして、これが資本費、いろいろな燃料費、その他ということになっておりますので、北海道電力の場合でも、約百五十万トン使つておるので、三百円アップで四億五千万円負担が今までより追加されるということ、先ほど申しましたように関税還付して、北海道と九州はなるべく上げ幅を少なくして中央でかぶろうということでございますから、電気料金にすぐ特に関与ということ——電気料金の値上げの要因と申しますと、たとえば補償費が上がるか、あるいはその他もろもろが全部トータルになりまして、あるいは資本費が上がるということになって電力料金に響いてくるので、石炭が三百円上がったからそれを引き上げる云々ということにはならないと私は考えております。しかし概して言えば、三百円上がれば九電力としては千九百万トン使いますから、いままでよりは五十七億四億負担増になる、こういう考えでございます。

○中川(俊)委員 東京電力と九州電力と違ふので、一律に論じられないと思ひますけれども、何と云つてもエネルギー資源といふものは電力料金に相当大きなウェイトをもたらすものではないかと思ひますが、そうじゃないですか。そういう点から考えて、このたびの三百円アップが料金に直ちに影響するといふようなことはありませんか。一例を申し上げますと、中国電力はいま値下げしようと思つておりますが、これで値下げできま

○宮本政府委員 将来、たとえば四十一年の十月ごろを目途にいまやっておりますが、いまのままではいけば、かりにこの程度上がったとして、もちろん負担増対策でかなり薄められますから、そのときになってみないとわからないにしても、現在のところはこの程度ならばある程度できるのじゃないかと思ひます。いま具体的に、たとえば今度の値上げが全体の総括原価のうちでどれだけ響くか、ちょっと計算いたしております。

○中川(俊)委員 それは会社によつて違ふと思ひますから、資料を会社別に出示してもらいたい。それから、これは将来のことではわからないけれども、電力会社に対する負担増は今限りですか。将来やるつもりですか。

○井上政府委員 負担増対策につきましては、要するに値上げをいたしますと、その値上げはなかなか値下げにはならないと思ひます。したがって値上げしたものをまた来年度、特段の措置をしなれば値下げには応じられない。私どものサイドからは、そう簡単にはまいらない。しかしながら、負担増対策としては少なくとも今回特別措置でやりまして程度のものは来年も継続しないと、なかなか御納得をいただけないのじゃないかというふうに考えます。

○中川(俊)委員 ばくの言うのは、そうじゃないのです。石炭を三百円アップしたでしょう。また将来どんどん上げるつもりかということなんです。これならば、当分のままでやっていたらいいかということなんです。

○井上政府委員 ちょっと勘違いいたしましたして恐縮でございます。

石炭価格の値上げにつきましては、今回は最近の石炭鉱業の苦境に対処をいたしましたして、もちろん単に値上げだけを考へておるわけではありませんで、国におきましても私企業に与える相当高い助成を前提としてやりまして、それで足りない分を需要界に値上げの形で御協力いただくということをお願いしたわけでございませう。将来の問題につきましては、私どもの心がまえといたしましては、できるだけ炭価値上げをしないでも、石炭鉱業自体としてもさらに合理化あるいは経営の改善を行ないまして、やっていたら最大に最大の努力をしなければいかぬと考へております。しかしながら今後の見通しといたしましては、これで未

来永劫炭価を値上げしないかというふうに言われますと、それは私はいま直ちに保しがたい。しかしながら、そういった石炭産業の経営状態になりましたときに、値上げの形をとるか、あるいはさらに国の助成策、たとえば四十年から実施する予定にいたしております利子補給制度をさらに拡大するとか、いろいろな国の助成策もまだ残されていようかと私は思つております。したがって、そういった国の助成策とあわせて今後検討していかなければならぬというふうに考へております。

○加藤委員長 中川先生、岡崎政務次官は万国博覧会のことと退席いたしますから、御了承いただきます。

○中川(俊)委員 けっこうです。

将来のことは保しがたいと言われると、そのとおりです。将来のことはだれにもわからぬが、ばくが冒頭に言うたのはそこなんです。政府に総合エネルギー政策が足りないから、そういうことになつちやうのです。これは局長だけではできないけれども、そういうムードを通産省の中につくつてもらうなくちゃだめだということなんです。将来のことはだれもわからない。ばくも意地の悪い質問をしているようだけれども、わからない。それはなぜわからないかというところ、政府に一貫した総合エネルギー政策といふものがないから、わからないということになつちやうのです。ですから、そういう点は十分に考へていただきたいということなんです。

それから販売公社法の十五條はちよつとおかしいと思ひます。会社の電力用炭の購入価格及び販売価格は、通産大臣が定めることになつてゐる。通産大臣は何もわけがわからぬ。実はあなた方がきめるんだ。そうなんですよ。こういうふうにして官價統制のにおいが非常にふんぷんとしている。これは電力会社と協議してきめるとか、あるいは、まずやってみて、それでも落ちつかなければ政令できめるとかなんとか条文にうたつて、こゝでびしと通産大臣がきめるのだというておくことは、ばくはよろしくないと思ひます。どうなんですか。

○井上政府委員 ただいま御指摘をいただきました十五條につきましては、これは電力用炭の購入価格、販売価格、この会社の行ないますという価格を通過大臣がきめるという規定でございませう。この条文にもありますように、この会社が会社の電力用炭の購入価格及び販売価格をきめるに際しましては、石炭のいわゆる「販売価格の基準額に準拠して」と書いてあるわけでございまして、これは合理化法の五十八條に販売価格の基準額の規定があるわけでございませう。これは「通産産業大臣は、毎年、通産産業省令で定めるところにより、石炭鉱業審議会の意見をきき、石炭の生産費、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格」つまり重油等の価格「その他の経済事情を考慮して」基準額を定めなければいかぬという規定になつておるわけでございまして、この基準額が一番問題にならうと思ひます。この基準額に準拠してその購入価格、販売価格をきめるわけでございませう。その基準額につきましては、ただいま申しましたように、やはり総合エネルギーの見地からそういう価格も考慮しながら、それから石炭の生産費をも見ながら、石炭鉱業審議会の意見を聞いてきめるのだ

○井上政府委員　先ほどの私の答弁が舌足らずの点がありました。合理化法におきます基準額の算定に際しましても、会社別にきめておるわけです。したがいまして、それをさらにカローリー別にこまかく展開するのがこの規定でございます。したがいまして、会社別等におきましては、需要部門の意見を聞いて合理化法の基準額で定めるわけでございます。それをさらに受けまして、さらに会社別、カローリー別のこまかい表をここできめるということでございます。

けんごうごうたる会議でございまして、こうい
った中で、合意の上で決定させることでござい
ます。その点は御了承いただきたいと思いま
す。

○中川（俊）委員　局長のおっしゃることもわか
りますけれども、けんごんごうとやっても、最
後はあなたの方につくった案なんです。そんな
ことはわかっている。だからばくは、やはりこ
は、通産大臣がきめるのだといつてはつきり
しておくことは、ちょっと官僚統制におい
が、あなたのです。これは私もあとで相談
しますが、あなた

○中川(俊)委員　石炭は弱いのですから、これはもつと政府が保護政策をやらなければだめです。保護政策がまだ足りない。だから、保護政策をやらなければ重油に対抗できない。何ぼ値段を下げてみたところで対抗できない。ですから、石炭に對しては各国とも、御承知のとおり保護政策をやっている。日本の保護政策は足りないと思う。だから、そういうことで石炭の弱いところをカバーしていただくことはけっこうであります。私も賛成です。それは私の持論でありますから、けっこうだと思いますが、しかし、そうかといって、やはり電力会社も一つの私企業ですから、公益事業だ公益事業だといっても、公益事業が何ゆで私企業という意味が何ゆということは別として、やはり一つの私企業です。政府は電力会社が損をしたら、一から十まで何でもめんどろを見るわけ

するということになるわけでございまして、やはりこの価格をどうきめるかという問題、これは従来歴史的に見まして、特に近年の関係をみますと、もう圧倒的に石炭サイドが弱いわけでございします。電力にこうだと言われれば、石炭会社のほうはそれに従わざるを得ないというのが従来の実態でございします。そういう実態をそのまま放置すれば石炭企業は崩壊あるのみだということで、以前に現在の精算会社法というものをつくりましたのも、価格維持の見地からでございします。今回これだけでもなお不十分だという意味で、販売会社法に改正さしていただいたわけでございしますので、そういった諸般の関係を考慮いたしますと、私はこうしていただきたいと強くお願いをいたすわけでございします。

それからなお、通産大臣のお立場は単にこれは

石炭サイドだけのお立場でございませんし、電力、鉄鋼、ガスその他の需要部門の立場も代表しているお立場でもございしますので、電力業界の意向ももちろんこういう規定のもとに十分聞かれますし、意見調整なしにはまた実際問題として価格決定もできないわけでございますから、そういった事情からひとつ御了承をいただきたいというふうに思います。

○中川(後)委員　いつまで議論をしても、これは平行線をたどるような気持ちもするのですけれども、石炭は確かに電力会社に対しては弱いですよ。弱いからその間に立って通産大臣があつせん。労をとってやるとか、合理化法に基づく基準額というものもできるわけなんです。だから、ここへびしと通産大臣がきめるのだといってだめを押ししておくようなことは、何か官僚統制のにおいがするのです。だからそういうことでなく、すでに合理化法で基準額がきまることであれば、そこである程度の目的は果たされているわけだから、やはり個々の電力会社によって違いますから、そういう点は通産省が弱い石炭業者の立場をよく考えてやって、電力会社にも無理を言わせないようにするというふうにして、通産省が中に入ってそこをうまくまとめてやる、出雲の神さまをつとめてやるということならいいですよ。だけれども、通産大臣がこれをきめるのだということにしておくと、井上さんのようなゼントルマンならいいが、やはり将来通産省にも悪い役人が出てくるかも知れぬ、そういうときに、これは法律の十五条でこういうふうにきめたんだといって押しつけるようなことにならないとも限らない。そういうふうないろいろの点を考えて、弱い石炭業者を保護してやる、同時にやはり電力会社も商売ですから、損をしてもおまえのほうはきめられた石炭を高くても買えといって押しつけがましいこともどうかと思う。そういうことは民主主義のルールに反する。そういう見地からばくは言っておる。まあ検討してください。終わります。

○加藤委員長　次会は明十八日午前十時から理事

会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時十三分散会